

リサイクル料金の預託方法について

総論

1. 自動車リサイクル法においては、使用済自動車に係る自動車破碎残さ（A S R）及びエアバッグ類（ガス発生器）の再資源化とフロン類の破壊に必要な行為に関する費用について、自動車の所有者にリサイクル料金として負担を求めることとされている。
2. 当該リサイクル料金の負担の時点は、自動車が不法投棄等された場合の環境負荷の大きさや、収受コスト、負担感等を勘案して次のとおりとされている。

自動車リサイクル法施行後販売される自動車については、新車登録・検査時まで
：新車購入時預託
制度施行時の既販車のうち継続検査又は中古新規登録・検査を受けるものについては、最初の継続検査又は中古新規登録・検査時まで（当初3年間）
：継続検査時預託
制度施行時の既販車のうち車検等を受けずに使用済となるものや構内車、後付装備分については、使用済となって引取業者に引き渡すときまで
：引取時預託
3. また国土交通大臣等においては、新規登録・検査（新車及び中古車）又は継続検査時にリサイクル料金の預託を証する預託証明書の提示（国土交通大臣等による預託確認）がなされない場合、当該登録・検査をしないこととなっている。
4. 上記、3時点でのリサイクル料金の預託実務を構築するにあたっては、その収受に要する実務負担が過重なものとならないようにするとともに、可能な限り効率的なものとして必要コスト（自動車所有者の負担となる）を低減することが極めて重要。また、国土交通大臣等による預託確認についても円滑に行われるような実務を構築することが必要である。
5. 以下、新車購入時預託、継続検査時預託、引取時預託の3種類について、実務構築に関する検討の視座及び検討中の具体的方法の概要を示すこととする。
6. なお、リサイクル料金は、A S Rの発生見込量、エアバッグ類の個数・取外しやすさ、フロン類が冷媒として使用されているかどうかといった点やA S R等のリサイクル体制をどのように整備するかといった点を踏まえ各自動車製造業者等が設定・公表するものであるため、各自動車製造業者等及び個別自動車毎にその値段は異なりうるもの。リサイクル料金の預託実務を検討するにあたっては、こうしたリサイクル料金の個別性を踏まえることが必要である。

自動車リサイクル法は、車両本体価格と別立てしてリサイクル料金を公表する制度となっているため、自動車の購入者が自動車を選択するにあたって、リサイクル料金の額や自動車の設計・素材選択の面でリサイクルに配慮されているか否かといった情報を判断材料とすることが可能であり、この結果、自動車製造業者等が販売競争の中で自らの競争力を確保するために、A S Rの発生量が少なくなるような設計・開発や効率的なりサイクル体制の整備に積極的に取り組み、リサイクルコストの低減に努めることを狙いとした制度となっている。

7. また、資金管理法においては、自動車製造業者等が公表するリサイクル料金については、公表された時点で自動車製造業者等から情報提供を受け、把握・保有することが可能となるシステムを構築する方向であるが、自動車製造業者等が存在しない場合等においては、資金管理法が事前にリサイクル料金を把握することが困難であることにも留意が必要。

具体的預託方法の概要

1. 新車購入時預託

(1) 検討の視座

新車には、再資源化等の義務を有する自動車製造業者等が存在する義務者存在車と再資源化等の義務を有する義務者が存在しない義務者不存在車が存在するが、どちらの場合であってもリサイクル料金の預託及び国土交通大臣への預託証明書の提示（預託確認）が円滑に行われるような実務を構築することが極めて重要。

さらに、当該実務に必要な費用については、資金管理料金として自動車所有者の負担となることから、可能な限り効率的な実務を構築することが必要。

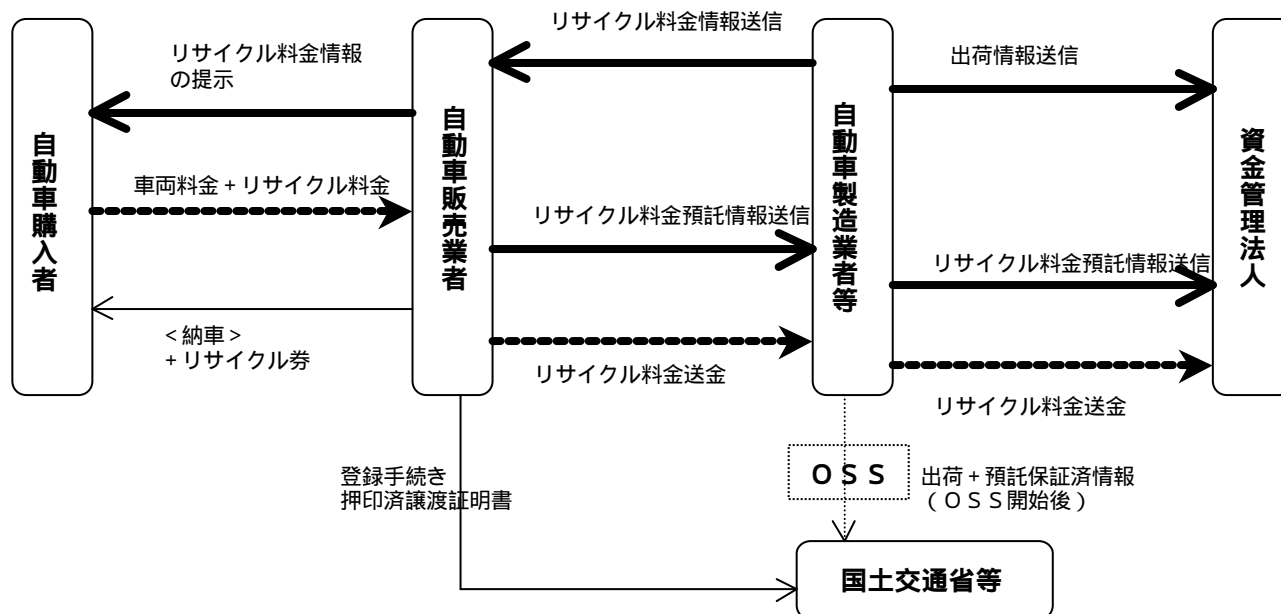
(2) 検討中の具体的方法の概要

義務者存在車のリサイクル料金の預託及び国土交通大臣等による預託確認

- ・義務者存在車のリサイクル料金の預託については、既存の自動車販売ルートを最大限活用することとし、自動車購入時にリサイクル料金を預託することとする。
- ・国土交通大臣等による預託確認については、新車販売業者が譲渡証明書に預託済である旨の押印を行って（資金管理法による委託）、当該押印を国土交通大臣等が確認する仕組みとする方向で検討中。

(注1) 現在検討が進められている自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）制度開始後においては、自動車製造業者等が完成検査証等情報を国土交通省等に送信する際に合わせて預託保証済情報も送信し、当該情報を国土交通大臣等が確認する仕組みとする方向で検討中。

[具体的スキーム案]



(注2) 資金管理人においては、リサイクル料金の収受を委託した自動車製造業者等から出荷情報が送信された時点で確実にリサイクル料金の収受がなされるとみなし、リサイクル料金が預託されたものと認識する。

義務者不存在車のリサイクル料金の預託及び国土交通大臣等による預託確認

- ・義務者不存在車については、資金管理人が事前にリサイクル料金情報を保有していないことから、リサイクル料金を預託しようとする者から何らかの申請が必要。リサイクル料金の設定は指定再資源化機関が行うこととなるが、指定再資源化機関はリサイクル料金を設定するための材料となる情報を保有していないことから、資金管理人への預託申請の際にリサイクル料金の設定に必要な情報についての提供も依頼する方向で検討中。

[具体的スキーム案]

1) リサイクル料金の預託申請・設定・通知

- ・義務者不存在車を輸入した者等から、FAX又は郵送により資金管理人に預託申請（リサイクル料金の設定に必要な情報（排出ガス試験成績表の写し等）についての提供も想定。）
- ・資金管理人は指定再資源化機関に連絡してリサイクル料金の設定を依頼し、設定された額を預託申請者へ郵送等により通知。

2) リサイクル料金の預託

- ・預託申請者は郵便局等においてリサイクル料金を預託。資金管理人において、リサイクル料金が預託された事実を確認した後リサイクル券及び預託確認用シールを預託申請者に郵送にて送付。

3) 国土交通大臣等による預託確認

- ・新規登録等を受ける時は、自動車通関証明書に預託確認用のシールを貼付。国土交通大臣等においては当該貼付を確認することとする。

2. 継続検査時預託

(1) 検討の視座

既販車であって継続検査を受ける場合は、制度施行後（正確には車検実務の便宜を踏まえて制度施行後1ヶ月後）以降最初の継続検査までにリサイクル料金の預託を行うことが必要。しかしながら実際は、多くの場合継続検査時にリサイクル料金の預託が行われることが想定される。

継続検査時のリサイクル料金の預託及び国土交通大臣等による預託確認の具体的方法を検討する際に考慮すべき論点は以下のとおり。

イ) 預託実務負担の軽減

- ・継続検査には、以下の二つの種類が存在。

運輸支局及び検査登録事務所（以下、「運輸支局等」という。）に現車が持ち込まれる認証整備工場経由の継続検査及び個人による継続検査（以下、「認証工場経由検査等」という。）

運輸支局等には現車が持ち込まれない指定整備工場経由の継続検査（以下、「指定整備工場経由検査」という。）

- ・継続検査申請者が認証工場経由検査等と指定整備工場経由検査のいずれを選択したとしても、円滑にリサイクル料金の預託が行えるような体制を整備しておくことが重要。

ロ) 時限措置であること及びコスト意識の必要性

- ・継続検査時のリサイクル料金の預託及び国土交通大臣等による預託確認は、当初3年間の時限措置とされている。このため、必要以上のコストを要して恒久的な収受体制を準備することは極めて非効率。また、必要となるコストは資金管理料金として自動車所有者の負担となることから、必要性について明確な裏打ちがなされていること及び自動車所有者の負担感をより強く意識して、可能な限り低コストでの体制構築を実現することが必要。

- ・このため、例えばコンビニエンスストア等のATMを活用して自動車所有者自身がリサイクル料金の預託を可能とするシステムを新たに構築することは不適當であると考えられる。

ハ) リサイクル料金の個別性

- ・において既述したように、各自動車製造業者等及び個別自動車毎にリサイクル料金は異なりうるものとなっている。

このため、例えばフロン回収破壊法におけるフロン類の回収・運搬・破壊に要する費用については、金額が乗用車については一律（2580円）であり、廃棄者が金額の印字がある「自動車フロン券」を用いて郵便局及びコンビニエンスストアにおいて必要な費用を払込むことが可能であるが、自動車リサイクル法におけるリサイクル料金は自動車毎に異なりうるため、こうした仕組みとすることは困難であると考えられる。

- ・また、例えば個々の自動車のリサイクル料金が記載された振込用紙を資金管理人から個々の自動車所有者に送付するといった手段も考えられなくはないが、そもそもこうした手段にどこまでの実効性があるのか疑問があることに加え、資金管理人が自動車所有者の氏名・住所等の個人情報入手・保有することは個人情報保護の観点から好ましくないことから、こうした手段の採用も極めて困難と判断される。

二) 国土交通大臣等による円滑な預託確認の実現

- ・国土交通大臣等による預託確認が円滑に行われなければ、自動車検車証の返付に支障が生じ、継続検査申請者に多大な影響を与えることとなることから、円滑な預託確認が行われるような実務の構築が必要。

(2) 検討中の具体的方法の概要(詳細別紙)

認証工場経由検査等におけるリサイクル料金の預託及び国土交通大臣等による預託確認

) リサイクル料金の預託

- ・リサイクル料金の預託は運輸支局等で行うこととする。(支払窓口については資金管理人が運輸支局等内又は近傍に既存する窓口へ委託することを想定。)

) 国土交通大臣等による預託確認

- ・リサイクル料金の預託の際にはリサイクル券が発券され、当該リサイクル券を用いて預託確認を行うこととする。(資金管理人が運輸支局等内又は近傍に既存する窓口に対し、リサイクル券の存在を確認し自動車検査票等に預託済である旨を押印する実務を委託し、国土交通大臣等において当該押印の存在により預託確認を行うことを想定。)

指定整備工場経由検査におけるリサイクル料金の預託及び国土交通大臣等による預託確認

) リサイクル料金の預託

- ・リサイクル料金の預託は指定整備工場に現車が持ち込まれた時点で行うこととする。(指定整備工場において必要な実務については、資金管理人が委託することを想定。)
指定整備事業者におけるリサイクル料金預託の具体的方法としては、口座引落の利用、コンビニエンスストアの利用、郵便局の利用の3つとする。

) 国土交通大臣等による預託確認

- ・リサイクル料金の預託がされた後は、指定整備工場においてリサイクル券が発券が可能となり、保安基準適合証等と共に当該リサイクル券を運輸支局等に持ち込み預託確認を行うこととする。(資金管理人が運輸支局等内又は近傍に既存する窓口に対し、リサイクル券の存在を確認し保安基準適合証に預託済である旨を押印する実務を委託し、国土交通大臣等において当該押印の存在により預託確認を行うことを想定。)

(注3) 中古新規登録・検査におけるリサイクル料金の預託及び国土交通大臣等による預託確認は、継続検査と原則同様の方法となる。

3. 引取時預託

引取業者による引取時預託の具体的方法としては、継続検査時の指定整備工場におけるリサイクル料金の預託方法のうち、原則コンビニエンスストア利用及び郵便局利用により行うこととする。

口座引落の利用については、既販車のうち車検を受けずに使用済となるもののリサイクル料金の徴収が引取時預託の太宗を占めることが想定されており、これは施行後3年間においてのみ発生することから、継続検査時預託において本方法を利用する事業者のみ利用可能とする方向。3年後に本方法を継続的に実施するかも含め見直しを行うこととする。